

# 「今後の生駒市立小・中学校の あり方について(案)」 に対する意見を募集します

全国的な少子化傾向が続く中、本市においても、小・中学校の児童生徒数の減少が見込まれるとともに、現在においても、学校規模の地域の偏りが見られます。

このまま減少傾向が続くと、学校の小規模化に伴う様々な課題が生じるおそれがあることから、生駒市教育委員会では、生駒市学校教育のあり方検討委員会に対して、現在生駒北小中学校で実施している小中一貫教育の検証と市の小中一貫教育の方向性、今後の児童生徒数を踏まえた学校規模適正化等について、諮問しました。

この度、検討委員会において調査審議を重ね、「**今後の生駒市立小・中学校のあり方について(案)**」を取りまとめました。

本案について、皆さまのご意見をお聞かせください。

## 募集期間

令和元年 12 月 20 日(金)～令和 2 年 1 月 19 日(日)

皆さんも「今後の小・中学校のあり方」について一緒に考えてみませんか？

生駒市 パブリックコメント

検索

クリック!

※意見の提出方法など、詳細は裏面をご覧ください。

## ■ 募集する案件について

案件名	別添「今後の生駒市立小・中学校のあり方について（案）」
案の公表場所	市役所（2階教育総務課・3階市政情報コーナー）、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTAはばたき、図書館、たけまるホール、コミュニティセンター（生駒セイセイビル内）、南コミュニティセンターせせらぎ 市ホームページ ( <a href="https://www.city.ikoma.lg.jp/">https://www.city.ikoma.lg.jp/</a> )
募集期間	令和元年12月20日（金）～令和2年1月19日（日）
意見を提出できる方	① 市内に住所を有する者 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④ 市内に存する学校に在学する者 ⑤ 当該案件に利害関係を有する者
意見の提出方法	別紙の「意見・情報提出書」（別の様式でも可能です）に ① 案件名、② 住所、③ 氏名、④ 「今後の生駒市立小・中学校のあり方について（案）」へのご意見を明記のうえ、 ① 窓口へ持参、② 郵送、③ ファクス、④ 市ホームページのいずれかで、教育総務課までご提出ください。 ※電話によるご意見には対応することができません。
提出先	<b>【持 参】</b> 生駒市役所 教育総務課（2階17番窓口） 平日 8：30～17：15 （年末年始12/28～1/5を除く） <b>【郵 送】</b> 〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市教育委員会事務局 教育総務課 宛 <b>【ファクス】</b> 0743-74-9100（教育総務課宛）
いただいた意見への対応	・提出された意見の概要と意見に対する委員会の考え方を、上記公表場所、市のホームページで公表します。ただし、意見を提出いただいた方の氏名、住所は公表しません。 ・提出いただいた用紙・原稿等は返却できませんのでご了承ください。



# 今後の生駒市立小・中学校のあり方について（案）

概要版

全国的な少子化傾向が続く中、本市においても、小・中学校の児童生徒数の減少が見込まれるとともに、現状においても、一部地域において、児童生徒数の減少により、小規模校が存在しており、今後においても、その状態が続くことにより、部活動や学年運営の面において、学校運営への支障が懸念される。

一方で、新学習指導要領が、令和２年度から小学校で、令和３年度から中学校で始まり、きめ細かな指導、学習指導の工夫に取り組むことの重要性から、小中一貫教育の推進が求められている。

今回、生駒市学校教育のあり方検討委員会では、平成２８年度から実施している生駒北小中学校での小中一貫教育の成果と課題を検証し、市における小中一貫教育の方向性について検討を行った結果と本結果を踏まえた生駒市立小・中学校の学校規模適正化に関する方向性を、「今後の生駒市立小・中学校のあり方について（案）」として取りまとめた。

## 第１編 生駒市における小中一貫教育の方向性

### １ 生駒北小中学校での小中一貫教育の成果と課題

#### (1) 成果

- ・ 乗り入れ指導(※)の実施により、書写や図工といった専門性が必要な教科で児童の技能が高まっている。また、児童生徒が体験したり、考えを深めたりする活動の機会が増えた。
- ・ 中学１年生の教科担任制度にとまどう割合、上級生がどう思っているか気になる割合が市全体より少なく、「中１ギャップ」に効果があったと考えられる。
- ・ 全国学力・学習状況調査の結果等から小・中学校間の交流等を通じて、中学生に自己肯定感や自己有用感、規範意識が育ったと考えられる。

#### (2) 課題

- ・ 小・中体制のすべてを擦り合わせることが難しく、教職員の意思疎通を図る組織マネジメントを行う必要がある。
- ・ 時間割において、乗り入れ指導や小・中共通の校時表で活動させる関係上、時間割の変更に制約が加わった。

※乗り入れ指導：小中一貫教育を実施する小・中学校において、中学校教員が小学校で、又は小学校教員が中学校で行う指導のこと。

## 2 小中一貫教育の推進

今日の子どもたちを取り巻く課題を解決する手法として、市としては、小中一貫教育を推進していくべきである考え、小学校と中学校という単位で捉えるのではなく、義務教育9年間を通して子どもたちの発達段階に応じたきめ細かな学習指導、生徒指導に取り組むことが必要である。また、小中一貫教育の主な意義としては、以下のことが挙げられる。

- ・9年間一貫した系統的、継続的な学習指導や生徒指導を展開することができる。
- ・多様な教育活動や地域とともに進める教育活動を通して、豊かな人間性や社会性を育むことができる。
- ・小・中学校の教職員の連携を深め、学校間の指導の段差を解消し、子どもたちの負担を軽減することができる。
- ・9年間の幅広い年齢の子どもたちが交流する場を設定することができる。

## 3 小中一貫教育の内容

- (1)義務教育9年間の教育課程の育成
- (2)発達段階に応じた指導の展開
- (3)グローバル時代対応する英語教育の推進
- (4)問題解決に向けた主体的・対話的で深い学びの充実
- (5)学校施設を有効活用した教育の充実
- (6)地域に根ざした教育活動の展開

## 4 小中一貫教育を支えるもの

- (1)積極的な情報発信と学校運営・学校教育活動全般にわたったPDCAサイクル
- (2)家庭・地域社会との連携

## 5 今後の方向性

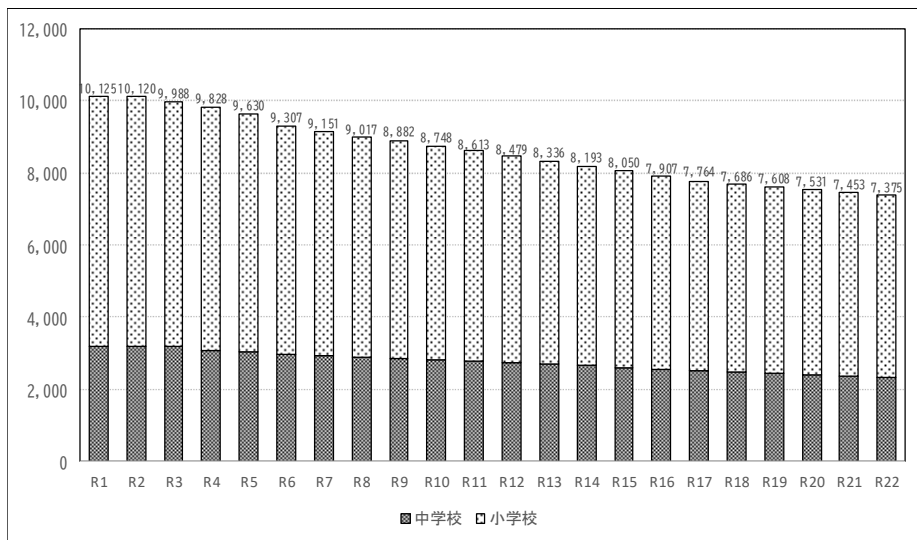
生駒北小中学校における小中一貫教育の検証結果を踏まえ、市としては、小中一貫教育を推進していくべきであると考えている。

小中一貫教育は、保・幼・小・中学校の校種間の段差やそれに伴う様々な子どもたちの課題を解決するための方策としてだけでなく、子どもたちが夢を描き希望を持って通える学校づくりを目指すものであり、本市の新しい教育を生み出す基盤となるものである。

## 第2編 生駒市立小・中学校の学校規模適正化に関する方向性

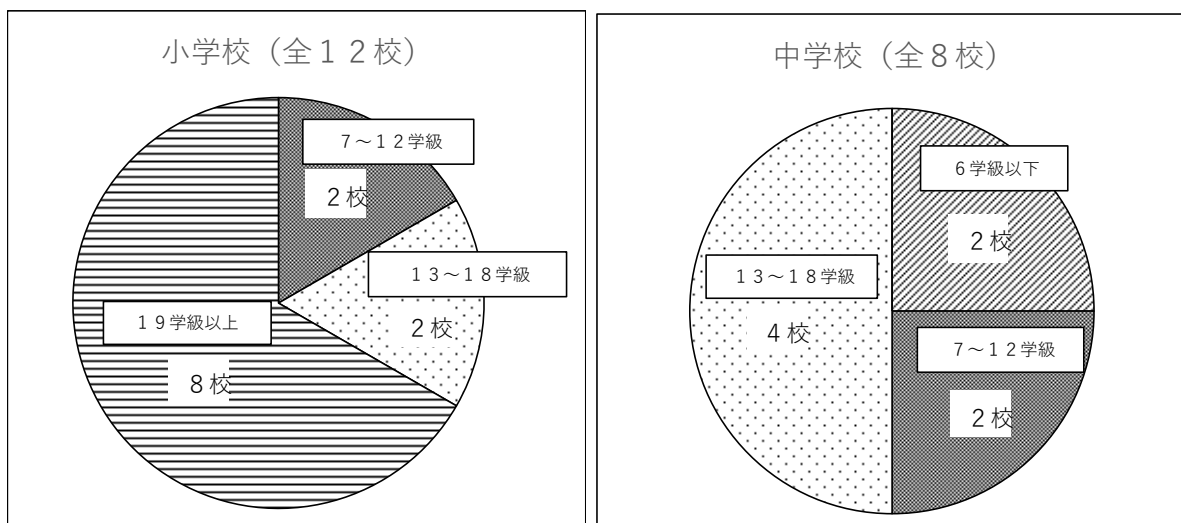
### 1 生駒市立小・中学校の現状と課題

近年の全国的な少子化の傾向は、本市も同様で、児童生徒数は減少傾向にあり、今後においても、学級数も含め児童生徒数の減少傾向は続くものと考えられ、学校の小規模化に伴う様々な課題が懸念される。



現在の各小・中学校の学校規模は、下記の円グラフのとおりとなっており、特に北地区と南地区の学校においては、小規模化が進んでいる。

児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえると、小・中学校では、一定の集団規模が確保されていることが望ましく、特に中学校においては、部活動への影響が最も深刻なものがある。



## 2 生駒市における「望ましい学校規模の基準」と「望ましい学校配置の基準」

### (1)望ましい学校規模（学級数）

	小規模	望ましい規模	大規模
小学校	11学級以下	12学級～24学級（各学年2～4学級）	25学級以上
中学校	8学級以下	9学級～18学級（各学年3～6学級） （19～21学級も許容範囲とする）	22学級以上

国が示す「小学校・中学校ともに12学級～18学級」と異なり、小・中学校の現状と将来的な児童生徒数の推移及び小規模校、大規模校のメリット、デメリット等を考慮し、上記を「望ましい学校規模の基準」として設定した。

なお、その主な考え方として、クラス替えができることによる人間関係の固定化の回避や、学校行事の円滑な実施、施設の利用面からの教育の質の確保等が挙げられる。

### (2)望ましい学校配置（通学距離）

	適正配置（適正な通学距離）
小学校	4km以内
中学校	6km以内

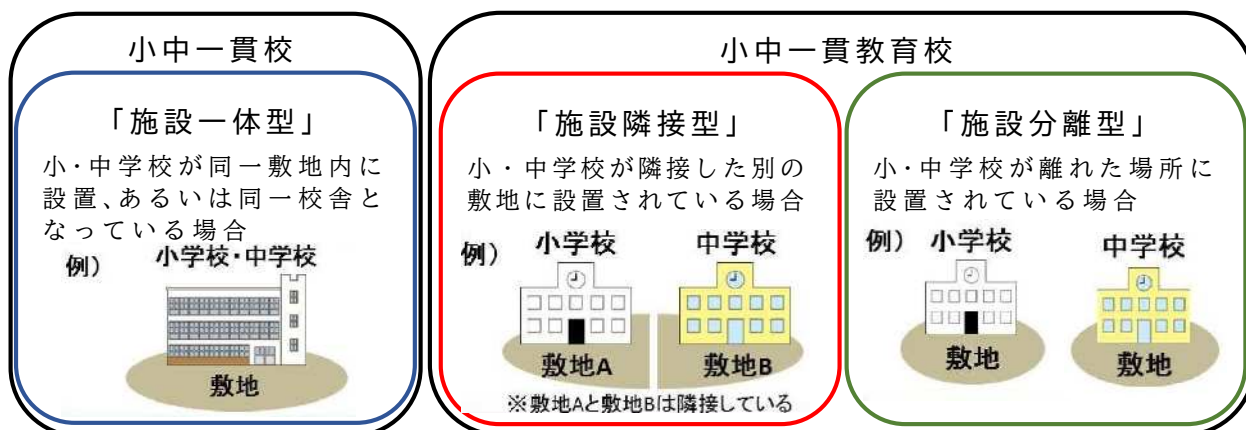
国が示す望ましい学校配置（通学距離）の基準は、「小学校4km、中学校は6km以内」であるが、小・中学校の現状と地域のコミュニティ、通学距離による児童生徒への負担、通学における安全の確保等を総合的に検討した結果、国の示す基準を本市における「望ましい学校配置の基準」とした。

なお、その主な考え方として、将来的な適正規模の確保、通学に当たっての児童生徒の負担・安全の確保、学校と地域（自治会等）における協働・連携活動などの地域コミュニティへの配慮等が挙げられる。

## 3 「生駒市における小中一貫教育の方向性」と小中一貫教育の形態

小中一貫教育については、前述の方向性において推進していくことを示しているが、その形態については、下記のように整理され、それぞれにおいて小中移管教育の内容や効果に違いがある。もっとも、いずれの形態を採用したとしても、小中一貫教育を実施することによる効果は享受できることからすべての小・中学

校において、導入に向けた取組を進めていくものとする。



	小中一貫校	小中一貫教育校	
設置形態	施設一体型	施設隣接型	施設分離型
修業年限	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	校長1名、1つの教職員組織	各小・中学校校長2名、2つの教職員組織	
免許	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9年間の教育目標の設定</li> <li>・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成</li> </ul>		
教育課程の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一貫教育に必要な独自教科の設定</li> <li>・指導内容の入替え・移行</li> </ul>		

#### 4 今後の生駒市立小・中学校の学校規模適正化の方向性

将来の学校規模や学校配置、小中一貫教育の推進、地域との協働・連携の面から各中学校区単位で評価を行い、下記のとおり各中学校区における今後の方向性を示す。

(1) 各中学校区における学校規模適正化の方向性（生駒南中学校区、大瀬中学校区を除く）

中学校区名 (小学校名)	学校規模適正化の方向性	
	小中一貫教育の 推進形態	具体的な方向性
生駒中学校区 (生駒小学校(北新町)、俵口小学校、桜ヶ丘小学校)	施設分離型	将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進めることが望ましい。
生駒北中学校区 (生駒北小学校)	施設一体型	現在も将来的にも小・中学校ともに、小規模校になってしまう見込みであるが、地域の特性や異年齢交流等の小規模校のメリ



		<p>ットも活かしつつ、既に施設一体型小中一貫教育を実施していることによって、活性化が図られていることに鑑み、現時点では現状の教育環境を維持することが望ましい。</p>
<p>緑ヶ丘中学校区 (生駒東小学校、 生駒小学校(北新 町を除く))</p>	<p>施設分離型</p>	<p>小・中学校ともに、将来的にも「望ましい」学校規模が維持されることが見込まれることから、現時点では特に適正化に向けた取組は必要ないと判断する。小中一貫教育の方向性に沿った小中一貫教育の取組を進めることが望ましい。</p>
<p>鹿ノ台中学校区 (鹿ノ台小学校)</p>	<p>施設一体型 or 施設隣接型</p>	<p>小学校については、「望ましい」学校規模が維持される見込みであるが、中学校は現在も将来的にも小規模が続くことが予想される。地域の特性から、通学区域を変更することも困難であることや小・中学校が隣接していることも踏まえると、施設面の課題が残るものの、長期的には施設一体型の小中一貫教育の実施も視野に入れながら、当面は施設隣接型の小中一貫教育を進めることが望ましい。</p>
<p>上中学校区 (真弓小学校、あ すか野小学校)</p>	<p>施設分離型</p>	<p>あすか野小学校については、マンション建設等の開発による児童数の増加はピークを過ぎた傾向にあるものの、上中学校については、あと数年は生徒数の増加が見込まれる。将来的にも真弓小学校を含むすべての小・中学校において、「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では適正化に向けた取組は不要とし、小中一貫教育を進めることが望ましい。</p>
<p>光明中学校区 (生駒台小学校)</p>	<p>施設分離型</p>	<p>将来的にも「望ましい」学校規模が維持される見込みであることから、現時点では適正化に向けた取組は必要ないと判断する。1小1中の校区であるが、施設一体型の小中一貫教育を実施した場合、児童生徒数の規模も大きくなるが見込まれることから、現状の教育環境を維持した上で、小中一貫教育を進めていくことが望ましい。</p>

## (2)生駒南中学校区及び大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性

### ①生駒南中学校区

生駒南中学校及び生駒南第二小学校については、現在も将来的にも小規模が見込まれることから、適正規模確保のための取組が必要であると判断し、具体的な配置案も踏まえつつ、検討を行った結果、委員会としては、将来的な「望ましい規模」の確保のために、生駒南小学校と生駒南第二小学校を統合することが有効な手法の一つであると考えます。具体的には、生駒南第二小学校を生駒南小学校敷地に統合することとし、隣接する生駒南中学校については、生駒南小学校と生駒南第二小学校の統合に併せて、施設一体型の小中一貫教育を進めていく方法若しくは施設隣接型の小中一貫教育を進めていく方法が現時点では考えられる。

しかし、生駒南中学校については、生駒南小学校と生駒南第二小学校が統合したとしても、前提条件である通学区域の変更を伴わない以上、「望ましい規模」を確保することができないことから、後述で課題等を示すこととする。

### ②大瀬中学校区

生駒南第二小学校以外の小・中学校については、現時点において「望ましい規模」を確保できる見込みであることから、施設分離型の小中一貫教育を進めることが望ましい。

## 3 今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について

上記のとおり、市立小・中学校の学校規模適正化の方向性を示したが、今回の検討に当たり、様々な制約により、調査審議できなかったこと等もあったことから、以下のとおり、今後の学校規模適正化の検討に当たっての進め方について、課題等を示したい。市教育委員会におかれては、下記の課題等を踏まえ、今後の学校規模適正化に向けた取組を進められたい。

- ・ 今回の学校規模適正化の検討に当たって、前提条件として、地域のコミュニティや学校と地域との協働による学校運営に配慮するという理由から、現在の中学校区及び小学校区を基本に、通学区域の変更に関する検討は行わないこととした。しかし、今後、学校規模及び学校配置適正化の検討を行うに際しては、宅地開発等による児童生徒数の大きな変化等も踏まえ、隣接校選択制や2つの校区を選択できる調整区域も含めて、通学区域の見直しの検討を行い、子どもたちの教育環境の充実に努められたい。

- ・前提条件として、通学区域の変更に関する検討を行わないという前提条件下では、生駒南中学校の学校規模適正化を達成することができない結果となった。参考として、生駒南第二小学校区をすべて生駒南中学校区に編入した場合を検討した結果、生駒南中学校について、将来的にも小規模の状況は変わらず、通学の安全性確保や大瀬中学校区への影響等の課題はあるものの、一定の学校規模は確保できる結果となった。このことから、生駒南中学校の学校規模適正化に当たっては、通学区域の見直しが必要であると考えられることから、本委員会としては、今回の検討も踏まえ、通学区域の見直しや小中一貫教育の推進も視野に入れた生駒南中学校の学校規模適正化の検討が行われることを強く望む。
- ・小中一貫教育を進めていくことにより、子どもたちの教育環境の充実が期待される一方で、教職員の負担が増加することが懸念される。教職員の働き方改革を進めていくことが求められている状況において、できる限り教職員への負担に配慮した上で小中一貫教育を進めていくことが望ましいと考える。
- ・今回の検討結果において、学校規模適正化のために統合することが有効な手法の一つであると判断した学校がある。しかし、学校の統合は、当該学校に通学する児童生徒や保護者、教職員、地域住民に非常に大きな影響を与えることや学校が地域コミュニティの核となっていることが多いこと等を踏まえ、下記の点にも留意した上で、丁寧に協議しつつ、進められることを要望する。
  - ①学校の統合により、地域の教育環境に大きな変化が生じることから、これに伴う児童生徒の心情や保護者、地域住民の学校及び教育に対する思い等を十分に聴き取ること。
  - ②学校の統合により、学校が遠方となる地域が存在することから、特に小学校においては、児童が発達段階であることを考慮し、通学手段の確保のために、公共交通機関の利用又はスクールバスの導入等も視野に入れ、児童生徒の通学負担及び保護者の経済的負担の軽減に努めること。
  - ③学校の統合により、統合後の学校跡地の利活用方法が課題となってくるが、学校は避難所となっており、地域の拠点となる施設であることも踏まえ、統合に伴うコミュニティの希薄化、更なる人口減少を招かぬよう、まちづくりの視点から市長部局とも連携し、地域と十分協議の上、総合的に検討されたい。